

地方公務員法第58条の3の規定に基づき、新郷村職員の等級及び職制上の段階ごとの職員数について公表します。
 行政職(一) (平成28年4月1日現在)

等級	等級別職務分類表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人数	割合	職名	人数	人数	割合	段階
1級	主事又は技師の職務	16	25.0%	主事	16	25	39.1%	係員級
2級	主査の職務	9	14.1%	主査	9			
3級	主幹の職務	8	12.5%	主幹	8	8	12.5%	係長級
4級	1 課長補佐又は総括主幹の職務 2 委員会等の次長の職務	16	25.0%	課長補佐	1	16	25.0%	課長補佐級
				総括主幹	15			
				計	16			
5級	1 会計管理者、課長、副参事又は室長の職務 2 西越支所長又は診療所事務長の職務 3 委員会等の課長又は事務局長の職務	10	15.6%	副参事	6	10	15.6%	課長級
				支所長	1			
				事務長	1			
				課長	1			
				事務局長	1			
計	10							
6級	参事の職務	5	7.8%	参事	5	5	7.8%	
		64	100%			64	100%	